

- 二十一 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）
- 二十二 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）
- 二十三 原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）
- 二十四 商標法施行規則の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第七十号）
- 二十五 密閉形蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年通商産業省令第三十三号）
- 二十六 商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）
- 二十七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成元年通商産業省令第六十一号）
- 二十八 基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）
- 二十九 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）
- 三十 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成五年通商産業省令第六十四号）
- 三十一 油脂去油見則の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）
- 三十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）
- 三十三 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）
- 三十四 エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）
- 三十五 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）
- 三十六 消費生活製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成十二年通商産業省令第三十八号）
- 三十七 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第一百五十一号）
- 三十八 原子力発電環境整備機構に関する省令（平成十二年通商産業省令第一百五十二号）
- 三十九 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百九十二号）
- 四十 資源の有効な利用の促進に関する法律第十二条に規定する計画に関する省令（平成十三年経済産業省令第五十八号）
- 四十一 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省令第一百四十六号）
- 四十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）
- 四十三 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）
- 四十四 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）
- 四十五 日本アルコール産業株式会社法施行規則（平成十八年経済産業省令第十二号）
- 四十六 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第七十七号）
- 四十七 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令（平成十九年経済産業省令第十四号）
- 四十八 経済産業省関係特定保守製品に関する法律（平成二十年経済産業省令第二十六号）
- 四十九 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）
- 五十 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第四十三号）

- 五一 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第三十八号）
- 五十二 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）
- 五十三 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）
- 五四 電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）
- 五十五 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）
- 五六 広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）
- 五十七 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）
- 五十八 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）
- 五十九 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第七十九号）
- 六十 國際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）
- 六十一 使用済燃料再処理機構に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十九号）
- 六十二 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第一百二号）
- 六十三 ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第六号）
- 六十四 ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十八号）
- 六十五 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第七十六号）
- 六十六 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年経済産業省令第三十三号）
- 六十七 中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行つ者の認定等に関する命令（平成三十年経済産業省令第四十一号）
- （航空機製造事業法施行規則の一部改正）
- 第九条 航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。
- 第二十条第九号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- 第二十四条第九号、第三十条第九号及び第三十五条第九号中「工業標準化法第十九条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- 「産業標準化法第三十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- 第五十八条、第五十九条及び第六十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- 様式第一から様式第十四の二まで、様式第十六、様式第十九及び様式第二十中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- （工業用水道事業法施行規則の一部改正）
- 第十条 工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令百十八号）の一部を次のよう改正する。
- 第二十六条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- 第二十七条及び第二十八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- 様式第二十六、様式第二十七、様式第三十二、様式第三十三、様式第三十五、様式第三十九及び様式第四十中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正)

第四十六条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五条及び第六条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第八から別紙様式第十二までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正)

第四十七条 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十九条及び第四十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五十一条から第五十三条までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第四十八条 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五十二条第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五十三条及び第五十四条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(アルコール事業法施行規則の一部改正)

第四十九条 アルコール事業法施行規則(平成十二年通商産業省令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四十五条及び第四十六条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五十条 様式第一から様式第五十九までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(指定化物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部改正)

第五十条 指定化物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(平成十二年通商産業省令第四百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「日本工業規格(工業標準化法)」を「日本産業規格(産業標準化法)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(経済産業省組織規則の一部改正)

第五十一条 経済産業省組織規則(平成十三年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二百三十条第一項第十二号中「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改める。

(第二百四十五条の見出し及び同条第一項中「工業標準審査官」を「産業標準審査官」に改め、同条第二項中「工業標準審査官」を「産業標準審査官」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。)

第五十二条 日本工業標準調査会規則(平成十三年経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。

(日本工業標準調査会規則の一部改正)

第五十三条 塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成十三年経済産業省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第五十四条 経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年経済産業省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「メタノール」(日本工業規格)を「メタノール」(日本産業規格)に、「ベンゼン」(日本工業規格K二四三五)を「ベンゼン」(日本産業規格K二四三五一二)に、「トルエン」(日本工業規格K二四三五)を「トルエン」(日本産業規格K二四三五一二)に、「メチルエチルケトン」(日本工業規格)を「メチルエチルケトン」(日本産業規格)に、「イソプロピルアルコール」(日本工業規格)を「イソプロピルアルコール」(日本産業規格)に改める。

(鉱山保安法施行規則の一部改正)

第五十五条 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号ロ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十九条及び第四十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正)

第五十六条 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(平成十六年経済産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号イ及びロ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十一条及び第三十五条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(計量法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五十七条 計量法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年経済産業省令第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(計量法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五十八条 計量法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年経済産業省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

五 ガス事業法施行規則の規定に基づき、ガス漏れ警報器の規格及びその設置方法を定めた件（平成十二年通商産業省告示第五百七十八号）

第六 検査機関の登録に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収書をはり付ける書類を定める件（平成十七年経済産業省告示第三百三号）

第七 基準器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかり等について（平成二十七年経済産業省告示第六十四号）

第八 避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成二十七年経済産業省告示第三百四十五号）

第九 計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件（平成三十年経済産業省告示第三百七十五号）

（石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる告示の規定中「日本工業規格」を「日本標準規格」に改める。

一 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和五十三年通商産業省告示第四百三十四号）

二 石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金交付規則（昭和五十三年通商産業省告示第四百三十五号）

三 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第三百二十一号）

四 ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十二号）

五 石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十五号）

六 登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づくアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成十八年経済産業省告示第七十八号）

七 原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第三百七号）

八 原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第三百八号）

九 核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第三百九号）

十 自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省告示第三百八十九号）

十一 アイコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百三十三号）

十二 ルーティング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第三百二十六号）

十三 スイッチング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第三百二十七号）

十四 変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十四年経済産業省告示第七十一号）

十五 軽油中の酸化安定度の測定方法として経済産業大臣が定める方法（平成二十四年経済産業省告示第七十二号）

十六 工業用水道料金算定要領（平成二十五年経済産業省告示第十九号）

十七 電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十八号）

○経済産業省告示第四十六号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和元年七月一日

経済産業大臣 世耕 弘成

第一条 次に掲げる告示の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一 ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件（昭和四十五年通商産業省告示第六百三十四号）

二 火薬庫外において貯蔵することのできる信号焰管を定める件（平成九年通商産業省告示第五百四十七号）

三 火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成十年通商産業省告示第三百四十九号）

四 火薬類取締法施行規則の規定に基づき、内容物盗用防止装置付きかばん及び内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品を定めた件（平成十一年通商産業省告示第三百三十一号）

五 ガス事業法施行規則の規定に基づき、ガス漏れ警報器の規格及びその設置方法を定めた件（平成十二年通商産業省告示第五百七十八号）

(電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第一十九条 電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省告示第11百三十五号)の一部を次のよつて改正する。

一の二中 「平成38年4月1日」 も 「令和8年4月1日」 も 「平成39年3月31日」 も 「令和9年3月31日」 も 第一表備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」に沿る、一の二中 「平成38年4月1日」 も 「令和8年4月1日」 も 「平成39年3月31日」 も 「令和9年3月31日」 も 「平成39年4月1日」 も 「令和9年4月1日」 も 「平成40年3月31日」 も 「令和10年3月31日」 も 改め。

(断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十条 断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省告示第11百七十号)の一部を次のよつて改正する。

一中 「平成34年4月1日」 も 「令和4年4月1日」 も 「平成35年3月31日」 も 「令和5年3月31日」 も 改め。

二中 「日本工業規格」 も 「日本産業規格」 に沿る。

(サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十一条 サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等(平成二十六年経済産業省告示第1百三十四号)の一部を次のよつて改正する。

一中 「平成34年4月1日」 も 「令和4年4月1日」 も 「平成35年3月31日」 も 「令和5年3月31日」 も 改め。

二中 「日本工業規格」 も 「日本産業規格」 も 「A4710 (2004)」 も 「A4710 (2015)」 も 「A2102 (2011)」 も 「A2102-1 (2015)」 も 「A2102-2 (2011)」 に沿る、二の二中 「A2102 (2011)」 も 「A2102-1 (2015)」 に沿る。

(複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十二条 複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等(平成二十六年経済産業省告示第1百三十五号)の一部を次のよつて改正する。

一中 「平成34年4月1日」 も 「令和4年4月1日」 も 「平成35年3月31日」 も 「令和5年3月31日」 も 改め。

二中 「日本工業規格」 も 「日本産業規格」 に沿る。

(ハローケーブルのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第三十条 ハローケーブルのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十九年経済産業省告示第310号)の一部を次のよつて改正する。

一中 「平成32年4月1日」 も 「令和2年4月1日」 も 「平成33年3月31日」 も 「令和3年3月31日」 も 改め。一の二中の表備考中「日本工業規格」 も 「日本産業規格」 に沿る。

(工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく区分として扱う試験方法を定める件の一部改正)

第三十一条 工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく区分として扱う試験方法を定める件(平成三十年経済産業省告示第118号)の一部を次のよつて改正する。

題名を次のように改め。

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく区分として扱う試験方法を定める件

本文中「工業標準化法」を「産業標準化法」と、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。